

【2026（令和8年度）法学部入学者へ】

学生便覧2026（令和8年度入学者用）P87～P90「法科大学院進学プログラム(法曹コース)に関する細則」について、誤りがありました。正しい細則は、下記のとおりです（変更箇所は朱書き部分）。

法科大学院進学プログラム(法曹コース)に関する細則

令和元年12月18日制定

神戸大学法学部規則第21条の規定に基づき、神戸大学法学部に法科大学院進学プログラム(法曹コース)を設置するのに必要な事項を定めるため、この細則を制定する。

(法科大学院進学プログラム(法曹コース)の設置)

第1条 法科大学院への入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うこと、並びに、法学部における教育と法科大学院における教育との円滑な接続を図ることを目的として、神戸大学法学部に履修プログラムとして法科大学院進学プログラム(法曹コース)(以下「本プログラム」という。)を設置する。

(定員)

第2条 本プログラムの定員は、1学年あたり40人程度とする。

(プログラム登録及び登録の継続)

第3条 本プログラムへの登録(以下「登録」という。)は、2年次開始時及び3年次開始時においてすることができる。

2 登録を希望する者は、1年次末若しくは2年次末の別に指定する期間に、登録の申請をしなければならない。

3 3年次開始時からの登録の申請をする者は、2年次末において、神戸大学法学部規則(以下「法学部規則」という。)第7条に定める単位のうち60単位以上を修得していなければならない。ただし、やむをえない事由があると認められる場合には、この限りでない。

4 2年次開始時からの登録の申請をする者の数が40人を超える場合には、1年次の成績により、選抜を行うことがある。

第4条 本プログラムに登録している者(以下「プログラム登録生」という。)が、2年次末において、法学部規則第7条に定める単位のうち60単位以上を修得していない場合には、3年次開始時に登録を抹消する。ただし、やむをえない事由があると認められる場合には、この限りでない。

2 2年次末におけるプログラム登録生(前項の規定により登録を抹消される者を除く。)の数及び3年次開始時からの登録の申請をする者の数の合計が40人を超える場合には、1年次及び2年次の成績により、選抜を行うことがある。

3 プログラム登録生が、神戸大学法学部に4年を超える期間在籍している場合には、登録を抹消する。プログラム登録生が、休学により神戸大学法学部に4年を超える期間在籍する見込みであることが確定した場合も、同様とする。

(必修科目及び選択必修科目)

第5条 プログラム登録生は、別表第1に掲げる授業科目を全て履修し、全ての単位を修得しなければならない。

2 プログラム登録生は、別表第2及び別表第3に掲げる授業科目の中から、それぞれ所定の単位数に相当

する授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、プログラム登録生は、別表第4に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得することが望ましいものとする。

(履修科目登録の上限の特例)

第6条 プログラム登録生の法学部規則第8条第4項に規定する履修科目の上限を超える者の基準については、本条の定めるところによる。

- 2 1年次末におけるGPAが3.0以上であり、かつ、1年次末において法学部規則第7条第1項第2号に定める科目(同条第2項から第4項までの規定により同号に定める単位数に算入することができる科目を含む。)を20単位以上修得しているプログラム登録生が、2年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、法学部規則第8条第1項の規定にかかわらず、52単位とする。
- 3 2年次末におけるGPAが3.0以上であるプログラム登録生が、3年次において、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、法学部規則第8条第1項の規定にかかわらず、52単位とする。
- 4 前2項にいうGPAとは、当該年次末に学生に通知される在学中のGPAとする。
- 5 本条の規定は、履修科目登録の上限の特例に関する細則の適用を妨げない。

(早期卒業要件の特例)

第7条 プログラム登録生の法学部規則第16条第2項に規定する早期卒業の認定については、次の各号に掲げる条件を満たした者について、教授会の議を経て、これを行う。

- (1)神戸大学法学部に3年間在学していること。
 - (2)法学部規則第7条に定める単位を修得していること。
 - (3)次条に定める本プログラムの修了要件を満たしていること。
 - (4)3年次末におけるGPAが3.3以上であること。
 - (5)学生が早期卒業を希望し、3年次前期又は後期の指定の期間内に、早期卒業願を神戸大学法学部長(以下「法学部長」という。)に提出していること。
- 2 早期卒業の認定は、3年次終了時に行う。
 - 3 本条の規定は、早期卒業の認定の基準に関する細則の適用を妨げない。

(プログラムの修了)

第8条 法学部長は、プログラム登録生が次の各号に掲げる条件を満たしていると認めるとき、教授会の議を経て、プログラム登録生の卒業時に、当該プログラム登録生について本プログラムの修了を認定する。

- (1)第5条第1項及び第2項に定める単位を修得していること。
 - (2)卒業時のGPAが3.3以上であること。
 - (3)神戸大学法学部に4年を超える期間在籍していないこと。
- 2 神戸大学法学部を卒業することなく本プログラムの修了認定を受けようとするプログラム登録生は、法学部長に対し、修了認定の申請をしなければならない。
 - 3 前項の申請をしたプログラム登録生の修了の認定については、第1項の規定を準用する。ただし、同項柱書中「プログラム登録生の卒業時に」とあるのは「プログラム登録生の退学時に」とし、同項第2号中「卒業時のGPA」とあるのは「退学時のGPA」とし、同項第3号中「4年を超える期間」とあるのは「3年を超える期間」とする。
 - 4 法学部長は、本プログラムの修了を認定された学生に対し、修了証書を授与する。

附 則

1 この細則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年度入学者(当該年次に編入学、転入学又は再入学する者を含む。以下同じ。)から適用する。

2 この細則は、この細則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、平成31年度入学者を除き、適用しない。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この細則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この細則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年9月11日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この細則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係) 必修科目

科目名	単位数	科目名	単位数
憲法(統治)	3	刑法Ⅱ	4
憲法(人権)	3	商法Ⅰ	4
民法Ⅰ(総則・物権)	4	行政法Ⅰ	4
民法Ⅱ(債権各論)	4	民事訴訟法Ⅰ	4
民法Ⅲ(債権総論・担保物権)	4	民事訴訟法Ⅱ	2
民法Ⅳ(親族・相続)	2	刑事訴訟法	4
刑法Ⅰ	4		

別表第2(第5条関係) 演習科目である選択必修科目

科目名	単位数	修得しなければならない単位数
法解釈基礎	2	6単位以上 (応用法律4単位以上を含む。)
応用法律	2	

別表第3(第5条関係) 基礎法学・隣接科目である選択必修科目

科目名	単位数	修得しなければならない単位数
法哲学	4	6単位以上
日本法史	4	

西洋法史	4	
英米法 A	2	
英米法 B	2	
比較法 I	2	
比較法 II	2	
法社会学概論 I	2	
法社会学概論 II	2	

別表第 4(第 5 条関係) 履修し、単位を修得することが望ましい科目

科目名	単位数
実定法入門	2
商法 II	4
行政法 II	2